

# 雇用対策の総合的推進に必要な経費

(内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(産業・雇用担当)、参事官(企画担当))

令和2年度予算概算決定額 0.1億円(令和元年度当初予算額 0.07億円)

## 事業概要・目的・必要性

- 「骨太方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)等に基づき、高度人材受入れの推進のための取組、地域の雇用の状況の把握、その他必要となる総合的な雇用対策の立案等を実施するとともに、就職氷河期世代支援のため、関係省庁と連携して施策を推進します。
- 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)等に基づき、「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」(若者・女性活躍推進フォーラム)に盛り込まれた若者の活躍推進策を着実に推進できるよう立案等を実施します。特に、安倍内閣総理大臣が平成25年4月に経済界に対して要請を行い実現した、平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期の後ろ倒しについて、その実施状況を把握するとともに、就職・採用活動の円滑な実施に向け、関係省庁と連携し、必要な政策の立案等を行います。

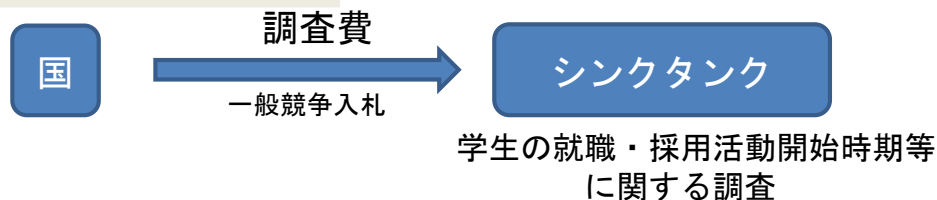
## 事業イメージ・具体例

- 高度人材の受入れを推進するためのヒアリングや、地域雇用の状況を把握するためのヒアリングなどを行います。
- 就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、就職氷河期世代支援に関する官民協働プラットフォームを形成します。
- 雇用対策の立案等に資する調査を実施します。特に就職・採用活動開始時期に関する学生の意識・行動等の把握を通じ、就職・採用活動の円滑な実施に資することを目的として、調査を実施します。

## 期待される効果

- 高度人材の受入れを推進することで、日本経済の更なる活性化、競争力の向上に資することが期待されます。
- 就職氷河期世代支援に社会全体で取り組む気運を醸成することで、就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げられることが期待されます。
- 就職活動を含む雇用問題の現状を把握し、必要となる雇用対策の立案等を実施することにより、雇用問題の改善に資することが期待されます。

## 資金の流れ



# 子ども・若者総合相談センター強化推進事業（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））【拡充】

令和2年度予算概算要求額 0.4億円（令和元年度予算額 0.3億円）

【優先課題推進枠】

## 事業概要・目的

### ○ 目的

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第13条では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター。以下「センター」という。）としての機能を担う体制を確保するよう努力義務が課されています。

これを踏まえ、各地方公共団体における、体制の確保を促進するとともに、既存のセンターとしての機能を向上させることを目的とします。

### ○ 事業概要

①センターとしての機能を担うために必要なノウハウを普及する取組及び②同ノウハウを高度化させる取組の支援

## 事業イメージ・具体例

### ① センター機能普及事業

・センター機能を普及するため、地方公共団体における下記事業の実施を支援します。

#### （1）センター機能普及研修

相談機関の職員を対象に、センター機能を担うために必要なノウハウの共有のための研修を実施します。

#### （2）個別支援等に係る専門職員派遣

新たにセンター機能を担うこととなる相談機関に監督・助言者として、専門職員を派遣します。

### ② センター機能高度化事業

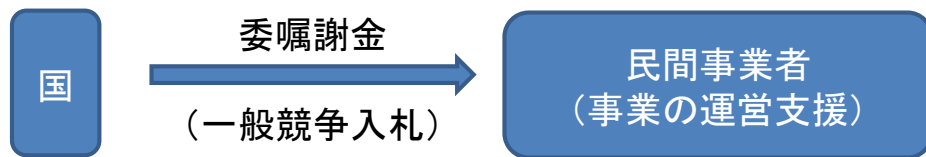
・センター機能を高度化するため、地方公共団体における下記事業の実施を支援します。

（1）センターとして有用なノウハウ等を協議・発展させるための会合

（2）センターにおけるSNSを活用した相談、助言等の取組の試行とその結果の他のセンターとの共有（3か年計画の2年度、2か所において実施）。

（3）ポスト青年期を過ぎようとしている者への対応に関する講習（新規）

## 資金の流れ



## 期待される効果

各自治体においてセンターとしての機能を担う体制を確保することにより、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行うことが可能となる。

# 地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費（男女共同参画局総務課）

2年度概算要求額 **3.0億円**【うち優先課題推進枠1.5億円】  
（元年度予算額 1.5億円）

## 事業概要・目的

- 平成28年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、実施することが責務とされています。
- 令和元年6月に決定した「女性活躍加速のための重点方針2019」においては、「地方公共団体が行う地域の実情に応じた取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する」等とされています。
- また、就職氷河期の影響、男女不平等な慣行、ハラスメントや暴力などにより、様々な課題・困難を抱えている女性の社会的自立・経済的自立を支援することが、重要な課題となっています。
- こうした女性活躍推進や就労支援について、地域の関係団体が連携して、地域の実情に応じた取組を進められるよう、地方公共団体の取組を支援します。

## 事業イメージ・具体例

- 地域女性活躍推進交付金（女性活躍型）  
【事業内容】  
地方公共団体が関係団体と連携して行う、地域の実情に応じた女性活躍の取組を支援します。  
【交付対象】 地方公共団体  
【補助率】 2分の1
- 地域女性活躍推進交付金（就労支援型）  
【事業内容】  
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添いながら、関係団体と連携して就労につながる支援等を行う地方公共団体の取組を支援します。  
【交付対象】 地方公共団体  
【補助率】 10分の8

## 資金の流れ



## 期待される効果

地方公共団体が、女性活躍推進法に基づく推進計画を策定するとともに、関係機関と連携した取組や、中小企業による行動計画策定促進など、地域の実情に応じた女性の活躍推進に積極的に取り組みます。また、就労に困難を抱える女性の就労の支援を進めます。